第８回ワシントン条約締約国会議：意義と位置づけ

徳 永 嗣 臣
（トラフィックジャパン）

Ⅰ．これまでの開催国

1973　ワシントン条約採択会議 ── 第一次オイルショック（1973）

① 1976　スイス・ベルン―ベルン基準

② 1979　サンホセ・コスタリカ ── 第二次オイルショック（1978）

③ 1981　ニューデリー・インド

④ 1983　ハボロネ・ボツワナ

⑤ 1985　ブエノスアイレス・アルゼンチン

⑥ 1987　オタワ・カナダ

⑦ 1989　ローザンヌ・スイス

⑧ 1992　京都・日本

途上国４，先進国４。特に，最近３回は，先進国。

条約採択後，20年。

Ⅱ．背景（経済・社会・政治）

1. 世　　界

① 環境年：ワシントン条約締約国会議／アースサミット／ラムサール条約会議

② ガット・ウルグァイ・ラウンド／Ｇ７ｓ／世界同時不況

③ 旧ソ連崩壊／CIS 誕生・東欧不穏／近東不穏

④ アメリカ大統領選挙

── 東西対立崩壊後の，途上国の声の高まり

2. 日　　本

① World's No.2 Economy／湾岸戦争／国内景気低迷＜世界同時不況

② 国連常任理事国への機運

③ 環境大国／生活大国・時短・均等法

④ 国際協調・国際協力

⑤ ワシントン条約加盟まる十年：留保・国内法

── 二本スーパーパワー対立のほころびの中での，日本のプレゼンスの認識，強調。

Ⅲ．日本での開催

1. 開催国として

① 開催できる状況になったとのお披露目，今後の環境問題へのコミット

② 国内へのアピール（条約啓蒙）

2. 締約国として

① 議論への積極関与

Ⅳ．結　　果

1. 日　　本

(1) 開催国として

① 入れ物・サービス：及第点

② 建設的議論の場の提供：？

(2) 締約国として

① 使命の混乱：開催国のそれと締約国（１／114）のそれとの弁別？

例：違反事例―「しゃべれない」（途上国―複数）

クロマグロ―「過度のプレッシャーを加えられている」（スウェーデン代表団）

2. 締約国会議自体

(1) 原産国の中の声のより顕在化への動き

① 京都クライテリア・生息域各国との協議／ヘリング・サイ etc.

(2) 議論の回避

① アフリカゾウ：1989 ローザンヌ会議決議7.9による，パネルの評価結果に基づく

議論不在。

会議として未熟。

CITES 規則の確認

Ⅰ. 締約国会議開催

1. 通常会合：「少なくとも，2年に1回。」（条約11条，2.）
2. 特別会合：「締約国の1／3の書面要請で，いつでも開催。」（同）

Ⅱ. 附属書Ⅰ・Ⅱの改正

1. 改正案：

「改正案：会合の150日前に事務局に。」（条約15条，1.(a)）

「他の締約国への通告，関係団体との協議：事務局はできるだけ速やかに，事務局の勧告とともに各締約国へ。」（同1.(a)－2.(b)・(c)を準用）

「改正案に関わる各締約国・関係団体の回答：事務局は会合の遅くとも30日前にすべての締約国へ。」（同1.(a)）

「議決：会合に出席し，投票する締約国の2／3以上で採択。」（同，(b)）

「発効：会合後，90日ですべての締約国につき発効。」（同，(c)）

―― 第8回締約国会議～1992. 3. 13 → 発効 1992. 6. 10

通産省公報「CITES 特集号」

〔郵便手続き〕

「締約国の意見①：事務局が勧告を通告した日から60日以内に，事務局へ。」（同，(d)）

「締約国の意見②：事務局は，①の回答に，事務局勧告とできる限り速やかに，締約国へ。」（同，(e)）

「締約国の意見③：②の回答・勧告通告日から，30日以内に，異議を受領しなければ，その後90日で発効。」（同，(f)）